

☆☆☆ 本町コミュニティセンター 使用のきまり ☆☆☆

1. センター使用について

本町コミュニティセンターは環境浄化の一環として開設され、吉祥寺本町を中心とした市民のコミュニティセンターです。

武蔵野市コミュニティ条例に基づいて市から本町コミュニティセンター協議会が委託され、市民のボランティアで運営しています。

秩序を守り、防災に注意し、施設を大切に使用して下さい。

2. 開館時間と休館日

- (1) 開館時間は午前9時30分から午後9時20分まで
- (2) 休館日は日曜日
- (3) 年末年始は、原則として12月29日より翌年1月5日まで休館
- (4) 施設、設備等の点検および修理のため、臨時休館する場合があります。
その場合は事前にセンター掲示板でお知らせします。

3. 使用時間区分

- (1) 部屋使用（5名以上）
 - 【午前】 午前9時30分～12時30分
 - 【午後】 午後1時00分～ 5時00分
 - 【夜間】 午後5時30分～ 9時15分
- (2) サロン使用（個人・少人数）
 - ◆開館から閉館までどなたでも使用できます。
 - ◆小学生は5時30分まで(11月～2月は5時まで)、中学生は7時までです。

4. 部屋使用の予約手続き

- (1) 申請者（武蔵野市在住）が直接センター窓口で使用申請書に記入して下さい。
申請者は責任を持って当日必ず来館し承認書を提出して会に参加し、終了後はその旨を窓口に告げて下さい。
- (2) 指導者が代表者及び予約申請者を兼ねる事はできません。
- (3) 各部屋の使用人数は5名以上です。
- (4) 受付は1ヶ月前から当日まで先着順で行い、受付時間は午前9時30分より午後9時までです。
- (5) 電話による予約はできません、空き状況は電話で確認できます。
- (6) 申請者の代理人が予約することはできません。
- (7) 使用回数については、同一の使用団体等の使用は月2回以内です。
連続使用は月2回の使用相当分とし、連続使用申請書を記入して下さい。
使用当日空いている場合に限りもう1回使用できます。
但し、5名以上揃った時点で入室可能です。
- (8) 予約のキャンセルはすみやかに連絡を入れ、使用承認書を窓口に返却して下さい。
- (9) 予約の変更は窓口で再度予約をして下さい。
- (10) 酒等アルコール類の持ち込みは、申請時に承認を得て下さい。

5. 使用上の注意

- (1) 使用者は窓口で全員来館者名簿に記入して下さい。
- (2) 他の使用者の迷惑にならないようにして下さい。
- (3) 使用后、食器類はよく洗浄し、備品器具類を元に返し、湯沸かし場のガスの止栓に留意して下さい。
- (4) 全館禁煙です。(火気厳禁)
- (5) 施設、器具、備品等を破損したときは窓口にお知らせ下さい。やむを得ない場合を除き実費弁償していただく場合があります。
- (6) ゴミ等は使用者が必ず持ち帰って下さい。
- (7) 部屋使用時間区分の時間帯を厳守して下さい。
- (8) 許可を得ないで部屋使用場所を変更しないで下さい。
- (9) 1 階フロアおよび廊下での携帯電話の通話はできません。

6. 禁止事項

- (1) 原則として張り紙、ポスター、立て看板等の掲示
- (2) 宗教活動および営利目的に関する行為、または企業の研修または会議等
- (3) 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為、またはその恐れのある行為
- (4) 迷惑や害を及ぼす恐れのある危険物等の物品の持込み
- (5) 他の使用者の迷惑になるような振動・大きな音(楽器使用など)・匂いなどを発生させる行為
- (6) その他協議会が不適當と判断した行為

上記の禁止事項に違反し、または違反する恐れのあるときは使用を中止していただくことがあります。また、その後の使用をお断りする場合があります。

7. その他

- (1) この「使用のきまり」に定めのない事項は、その都度協議会が決定します。
- (2) この「使用のきまり」を守らない団体または個人については、その後の使用をお断りすることがあります。
- (3) 「使用のきまり」に定められた事項でも現状に不都合があると判断された場合は協議会で改訂します。
- (4) 使用料は無料です。
- (5) 発災時は窓口担当者の指示に従ってください。

付則

この使用のきまりは昭和54年6月1日より施行（以後8回改訂）

この使用のきまりは平成30年4月13日改訂

この使用のきまりは令和6年4月21日改訂

本町コミュニティセンター協議会
0422-22-7002